

令和6年度
文京区基本構想推進区民協議会
基本政策1
「子どもたちに輝く未来をつなぐ」
第1回

時：令和6年10月24日（木）

18時32分～20時26分

場所：シビックセンター24階

区議会第一委員会室

文京区企画政策部企画課

第 1 回 文京区基本構想推進区民協議会 会議録

「委員」	会 長	辻 琢 也
	委 員	大 坪 沙友里
	委 員	西 村 恵
	委 員	馬 場 彩 香
	委 員	吉 川 広 樹
	委 員	瀧 田 巖 陽
	委 員	蓮 尾 真 美
	委 員	谷 口 有里子

「幹事」	企 画 政 策 部 長	新 名 幸 男
	子 ども 家 庭 部 長	多 田 栄一 郎
	児 童 相 談 所 開 設 準 備 担 当 部 長	栗 山 仁
	保 健 衛 生 部 長	矢 内 真 理 子
	福 祉 部 長	鈴 木 裕 佳

「関係課長」	障 害 福 祉 課 長	永 尾 真 一
	生 活 福 祉 課 長	渡 部 雅 弘
	子 育 て 支 援 課 長	篠 原 秀 徳
	子 ども 施 策 推 進 担 当 課 長	富 沢 勇 治
	幼 児 保 育 課 長	奥 田 光 広
	子 ども 施 設 担 当 課 長	足 立 和 也
	子 ども 家 庭 セ ン タ ー 所 長	大 戸 靖 彦
	児 童 相 談 所 開 設 準 備 室 長	佐 藤 武 大
	健 康 推 進 課 長	田 口 弘 之
	保 健 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	大 塚 仁 雄

○**社会長** まだおいでくださる見込みとっておりますが、定刻過ぎましたので、本日の令和6年度第1回文京区基本構想推進区民協議会、これを開催したいと思っております。本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。本日は基本政策の1です。子どもたちに輝く未来をつなぐの部会の1回目ということになります。

初めに、区長にお越しいただいておりますので、区長から一言ご挨拶いただきたいと思います。

○**成澤区長** 皆さん、こんばんは。区長の成澤でございます。基本構想推進区民協議会、今日は基本政策1についての部会ということですが、実は2週間前、全体会のときに、私、皆さん全員のメンバーがいらっしゃるところにご挨拶をする予定だったんですが、その日熱を出して議会も休んでおりまして参加ができなかったものですから、今日の部会の場合ですけれどもご挨拶を申し上げます。

この間、子育て支援に力を注いでまいりましたが、この部会においては、さらなるこの地で子どもたちが健やかに育つことができるように、子育て支援も二方向あって、保護者を支援する、例えば金銭的な負担感の軽減ですとか、育児の心理的負担の軽減ですとか、育児と仕事の両立支援ですとか、いわゆる保護者支援に当たる部分と、子どもそのものの成長を支援するためのものと当然でございます。それは、ややもすれば対立するような内容もあろうかというふうにも思っています。様々なご意見を区民の皆様方から直接いただきながら、その優先順位をつけていくのが行政の大事な仕事だろうというふうに思っておりますので、この部会でも多様なご意見を頂戴して、そのいただいたご意見をもとにいろいろな議論を我々も内部でしていきたいというふうに思っております。貴重な機会をいただいたことに感謝を申し上げて、今日も実りの多い議論をしていただきたいというふうに思っております。それではどうぞよろしくお願いいたします。

○**社会長** 区長、ありがとうございます。区長は公務の都合で、ここで退席となります。

それでは、これから区民協議会に入ります。最初に、委員の出欠状況や配付資料等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**新名企画政策部長** 企画政策部長の新名と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の出欠状況ですが、委員は全員出席でございます。

次に、全体会を欠席された馬場委員から簡単に結構ですので、自己紹介をお願いいたします。

○**馬場委員** 文京区私立幼稚園PTA連合会の委員をしております馬場彩香と申します。よろしくお願いいたします。

○**新名企画政策部長** 馬場委員、ありがとうございます。

次に、監事の出席状況でございますけれども、協議会に出席する幹事については審議に係りのある部長としております。本日、出席している部長を紹介させていただきます。

まず、鈴木福祉部長でございます。

○**鈴木福祉部長** 福祉部長、鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○**新名企画政策部長** 多田子ども家庭部長です。

○多田子ども家庭部長 子ども家庭部長の多田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○新名企画政策部長 栗山児童相談所開設準備担当部長です。

○栗山児童相談所開設準備担当部長 栗山でございます。よろしくお願いいたします。

○新名企画政策部長 矢内保健衛生部長です。

○矢内保健衛生部長 保健衛生部長の矢内でございます。よろしくお願いいたします。

○新名企画政策部長 また、紹介は省略をさせていただきますが、各部の関係課長も出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本日の資料の確認をお願いいたします。初めに、文の京総合戦略、こちらの冊子になります。それと、事前にお配りしております資料第5号、文の京総合戦略進行管理令和6年度戦略点検シート、分厚い紙になります。

また、本日の当日の配付資料といたしまして、本日の次第、それと座席表、あともう一つ、文京区基本構想推進区民協議会の意見記入用紙。

資料については以上でございますけれども、お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

事務局からの説明は以上でございます。

○社会長 それでは早速ですが、主要課題についての審議に入ります。

本部会におきましては、主要課題の1から14ですね、これの審議を行っていきます。

本日はこの主要課題のうち、1から3までと、11から14までの主要課題を審議します。主要課題の4から10までについては次回の第2回ですね、ちょうど教育分野になりますが、次回議論をしたいと思っております。なお、行財政運営の部分についても、第2回の協議会で審議いたします。

本日の終了予定時刻としては、午後8時半を想定しております。終了の時刻を一応念頭に、特に説明の際、時間管理にご協力いただくようお願い申し上げます。

審議の進め方としましては全体を二つに分けて、最初に担当の部長による説明をしていただき、その後、委員の皆さんからの質疑応答というのを2回行うというやり方で。おおむね半々の時間を消費するという目安でおります。

まず、主要課題の1から3までを、まず関係の部長から説明します。説明を聞いていただく際には、資料の第5号、令和6年度戦略点検シートになります。これをご覧ください。

それでは、関係部長、説明をお願いします。

○矢内保健衛生部長 私から、主要課題1、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援について、ご説明します。

戦略点検シートの8ページをご覧ください。一般的に、母子保健と言われる分野についてのご説明となります。

区では、子どもを望む全ての家庭が妊娠・出産・子育てに対する理解を深めて地域で安心して

子育てができることを目指して、各家庭のニーズに応じたきめ細やかな支援を行っているところです。主な事業としては、1をご覧ください。

区民が妊娠・出産に関する知識を深め、主体的な健康づくりに取り組むよう促していく1番、ぶんきょうハッピーベビー応援事業、また子どもを望む家庭に対する不妊治療に関するその費用助成に関する2番の事業。そして、妊娠・出産から育児に至る切れ目のない支援を目指して、妊婦さんの全数面接や様々な相談・不安に対応するネウボラ相談。産後ケアと呼ばれる宿泊型ショートステイ利用。あるいは、赤ちゃんとママのホットサロン等の産後ケア事業。そして、4番目が母親学級や両親学級。そして、乳幼児家庭全戸訪問事業と妊娠した妊婦さんから出産・育児に至るご家庭の支援を実施しております。また、お子さんの健やかな発達・成長を支える支援として6番、乳幼児健康診査。また、子育て家庭の発達や育児に関する不安を軽減するための乳幼児家庭支援保健事業を実施しているところでございます。

10ページをご覧ください。成果や課題についての分析でございます。

国が示しております伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金も活用いたしまして、ネウボラ面接や乳幼児全戸訪問数については増加をしているところです。また、宿泊型ショートステイについては利用規模が非常に多く、施設数を増やすことについて取組を進めているところでございます。また、不妊治療の医療費助成については、利用者の経済的な負担軽減に寄与しているところではございますけれども、今年度から改めて妊活相談という形で不妊治療を実施しているご家庭に対する相談支援事業も開始しております。

今後の展開についてですが、孤独感や不安感を抱えることなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、引き続き、伴走型相談支援や出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を実施し、ネウボラ面接や乳幼児全戸訪問、乳幼児健診などの相談の機会を捉えて必要な支援につなげてまいります。産後ケア事業の拡充に伴い、区民の方の利便性を図るために今後も取組を進めていくこととしております。

ご説明は以上です。

○多田子ども家庭部長 続きまして、11ページをご覧ください。主要課題の2、多様化する保育ニーズへの対応・保育の質の向上について、ご説明申し上げます。

まず、計画期間の方向性ですけれども、こちらについては多様化する保育ニーズへの対応と保育の質の向上の2点としております。

次に、各事業になりますけれども、こちらは多様化する保育ニーズへの対応ということで、区立幼稚園の認定こども園化ですとか、区立幼稚園の預かり保育といったものが挙げられます。

続いて、12ページにお進みください。こちらは保育の質の向上ということで、12番の私立保育施設への巡回指導等による運営支援ですとか、13の保育施設等への検査体制の強化等を記載しております。その他、記載のとおり事業となっております。

続きまして、13ページ、3番の成果や課題についてですけれども、まず、多様化する保育ニ

ーズへの対応ということで、こちら区立・私立いずれの保育所においても要配慮児判定会を行い、手厚い職員配置のための対応ですとか専門的知見での助言を行うということで、対象児童の健やかな発達に寄与しているところがございます。それから、幼稚園型認定こども園の運営に係る事項を定めるとともに、多様なニーズを踏まえた質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供に向けた取組を進めることがこの間できました。また、令和8年度、2026年度から、こども誰でも通園制度を実施できるよう、実施施設や実施方法等の検討を行う必要があると考えてございます。

続きまして、保育の質の向上です。こちらは、子ども・子育て支援法に基づく指導検査についてですけれども、令和5年度、2023年度に指導検査体制の充実を図り、新たに認可外保育施設に対する指導検査を実施いたしました。区立保育園の園長経験者等による巡回指導については、私立認可保育所等を対象に実施をいたしました。今後、指導検査及び巡回指導の対象をさらに拡大していくための体制整備が課題となります。また、開設後10年目以降の園が行う老朽化及び質の向上のための改修工事、保育環境の向上のための備品入替等に対して補助を行っております。

続きまして、14ページへお進みください。

4の今後どのように進めていくかですけれども、まず、特別な配慮を必要とする児童や医療的ケア児等への必要な支援や、保育施設の空き定員を利用した事業など地域の社会資源としての保育施設の活用方法について検討を進めてまいります。また、検査・指導体制のさらなる強化や、保育事業者の質の向上に資する取組及び保育環境の向上に向けた支援に取り組んでまいります。それから、区立幼稚園の認定こども園化については、校舎の改築・改修や保育所待機児童の状況等を踏まえ、園ごとに判断を行ってまいります。また、令和7年度、2025年度は湯島幼稚園を認定こども園化する予定であります。

続きまして、16ページにお進みください。こちら、主要課題3の子育て支援サービスの安定的な提供についてご説明いたします。

まず、計画期間の方向性ですけれども、こちらはニーズ量に対応する子育て支援サービスの提供ということにしております。各事業については、一時保育事業、病児・病後児保育事業、ベビーシッター等による子育て支援事業、地域子育て支援拠点事業となります。

17ページにお進みください。成果や課題です。

こちらはニーズ量に対応する子育て支援サービスの提供ということで、コロナの収束に伴いまして、従前の水準に回復しつつあります。昨年4月に一時保育所「キッズルーム茗荷谷」が開設され、本年から病児・病後児保育事業にて予約システムとキャッシュレス決済が導入されるなど、事業の拡充や利用者の利便性の向上を図っております。また、昨年度に実施した子ども・子育て支援に関する実態調査に基づき、今年度に策定する次期子育て支援計画にて、ニーズ量の推計や事業規模について定めてまいります。

続きまして、18ページにお進みください。

4の今後どのように進めていくかですけれども、繰り返しになりますけれども、子ども・子育て支援に関する実態調査を踏まえ、今年度に策定する次期子育て支援計画に基づきまして区の特性を反映した子育て支援施策の充実を図ります。また、子どもと家庭を取り巻く環境の変化を的確に捉え、多様化する子育てニーズの対応に柔軟に対応した事業展開や、事業の利用に当たっての区民の利便性が向上する取組を一層推進してまいります。

説明は以上になります。

○社会長 それでは、ただいまの主要課題1から3までにつきまして、皆さんのほうからご質問、ご意見をお願いします。

発言される際には挙手していただき、発言の前に記録をとる関係でお名前を言っていただいて、お手元のマイクのスイッチをオンにしてからご発言ください。発言後はマイクのスイッチをオフにしてください。皆さんのほうで、いかがでしょうか。

大坪委員、お願いします。

○大坪委員 区立認可保育園父母連の大坪と申します。ご説明ありがとうございます。

幾つかあるんですけれども、まず主要課題1に関して、3番の文京区版ネウボラ事業のところで、ネウボラ面接の実施率が令和4年と令和5年を比較すると、かなり伸びているかなと思うんですが、ここの何か増加の要因が分かっているところがあればお伺いしたいです。

もう一つは、②ネウボラ相談の件数が令和5年度だと5,755件なんですけれども、この件数自体は何かどういうふうに評価したらいいのかなというふうに思っていて。例えば、妊娠している方何割ぐらいが相談使ってらっしゃいますよとか、何かしらの評価軸があると分かりやすいのかなというふうに思いました。

一旦、以上です。

○社会長 事務局、いかがでしょうか。

○大塚保健サービスセンター所長 保健サービスセンター所長でございます。

まずですね、ネウボラ面接のほうが増えた理由としましては、やはり国が進めています出産・子育て応援給付金、妊娠時5万円、出産時5万円の給付の部分の一つのトリガーとなるのがこのネウボラ面接の部分になります。面接を必ずしないと、この5万円の受給要件には達しないというところがございますので、実施率が上がってきたのかなと。もう一つ、やっぱり転入の方々が非常に多いというところがあります。妊娠の後にネウボラ面接という形で、転入先としての文京区のほうで面接を受けたいという方がかなり多かったかなというふうに思っているところです。

それから、ネウボラ相談の部分に関しましては、これは妊娠時の様々なお相談を受けるような形になりますので、特定の方々が受けるというわけではなくて、広く受けているところがあります。何%というとなかなか難しいのかなというふうに思っております。一人で幾つか相談されることもございますので、一概には言えないんですが、ただ、累計としましても増えているというところがありますので、やはり初めての育児という方々でやっぱり心配を抱えている方はいると

いうところになりますので、地区担当保健師のほうで丁寧に寄り添いながらサポートしていくという事業という形になります。

以上になります。

○**社会長** いかがですか。

○**大坪委員** ありがとうございます。

○**社会長** よろしいですか。

○**大坪委員** はい。

○**社会長** そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、蓮尾委員、お願いします。

○**蓮尾委員** 区民委員の蓮尾です。乳幼児健診について、お伺いしたいと思います。

私ごとですが、千代田区から転入してきました、こちらで乳幼児健診を受けようとしたところ、歯科検診は別ですみたいなご案内をいただいたんですけど、この保健センターのサービスの中には歯科検診は入っていないという認識で合っていますか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**大塚保健サービスセンター所長** 保健サービスセンター所長、大塚でございます。

こちらのほう、歯科検診と今おっしゃった部分としましては、多分1歳6か月健診の部分になるかなというふうに思っております。内科等の検診に関しましては、医師会のほうにお願いをしているところがございます、歯科のみこの庁舎の中の健康センターのほうでやらせていただいているところがありますので、この件数が歯科の件数という形になります。

以上となります。

○**社会長** よろしいですか。

○**蓮尾委員** はい。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

大坪委員、お願いします。

○**大坪委員** 区立保育園父母連の大坪です。

主要課題2のところでお伺いしたいです。いろいろな施策をやっていただいてありがとうございます。私自身も子供を保育園に預けている身として気になっているのが、やっぱり保育士の方々の負担軽減とか待遇の向上というのは、かなり叫ばれてもう何年もたっていると思うんですけども、何か区として考えられている施策があればお伺いしたいというのが1点目です。

2点目は、保育の現場でもDXどんどん進んでいるかと思います。実際に、今、ふだんの先生とのやり取りはコドモンというアプリを通じてやらせていただいているんですけども。そのコドモンで電子化している部分があるにもかかわらず、例えばプールの時期の熱を毎朝測って出すんですけど、それは紙になっていたりとか。あと、子供のアレルギーチェック、食材で何やりました、アレルギーないです、大丈夫ですみたいなチェックも紙だったりとか。一部、その紙文化

が残ってしまっていて、ハイブリッドの状況になってからもったいないかなと思っています。何かお伺いしたところによると、保育園に配布されているタブレットの端末の台数が少ないのが課題なんじゃないかというのを伺ったことがあって。端末が少ないので、一つの端末に対していろんな先生が使おうとするから、使いづらいみたいなのを聞いたことがあるんですけど。その課題の分析と対策がもしあれば、お伺いしたいのが2点目。

3点目は、サブスクに関してです。最近、オムツとおしりふきのサブスクが始まって、一人の親としてはとても助かっているんですけども。オムツ以外にも、例えば給食を食べるときのおしぼりとエプロンというのも、サブスクのご検討をいただけないかなと思っています。やっぱり濡れた状態で持って帰っているんです。夏場だとやっぱり、臭いとかもきつくなっちゃったりとか、衛生的にどうなんだろうなというのを思っているんです。オムツ・おしりふき以外のサブスクのところも何か検討されていることがあればお伺いしたいです。

○社会長 事務局、お願いします。

○足立子ども施設担当課長 子ども施設担当課長の足立と申します。

まず、一つ目のご質問の保育士の負担軽減の部分について、私のほうからお話しさせていただきます。

私は主に私立保育園担当してございますけれども、私立保育園のほうにつきましては、まずキャリアアップ補助金というのがございまして、そういったところで保育士さんのキャリアアップを目指すというような取組について補助をしたり、あと大きなところでは、処遇改善加算というもので、給与体系のほうについても支援をしていると。あとは、東京都内、多くの自治体で実施されているところがございますが、宿舍借上補助というものがあります。東京都内は、職員の住居について、やはりお家賃が高いというところもございまして、家賃補助を行っておりまして、処遇面についての補助・支援を行っているところがございます。

○奥田幼児保育課長 続きまして、私は幼児保育課長、奥田と申します。区立保育園のほうを担当させていただいております。

まず、1点目の待遇改善で、公立の保育園の保育士の待遇につきましてですけども、こちらについてはなかなか一律で、保育士だけを待遇を改善するというのは、なかなか組織的に難しいところではあるんですけども。当然、民間の給与が上がればその分その格差を改善するとか、そういったところで待遇の改善というのは図られていくかなというところがございます。

あとは負担軽減という意味では、育児休業を取った後の保育士の部分休業とかその辺りに対して、会計年度任用職員を配置するなど、そういったところで様々な負担軽減を図っているというところがございます。

2点目のDXの推進のところで、コドモンを導入して、プールの時期の熱であったりアレルギーチェック、まだ紙の媒体が残っているというところについては、ここ今後、どんどんその辺りもデジタル化を推進していきたいなというふうに考えているところです。この辺りは保育園のほ

うとの意見交換をしながら、なるべく効率的にできればと思っています。

実際、その端末の台数が少ないというのは正直なところ事実でございます。ただ、全員に1台という状況ではなく、それでも限られたものを使い回すことで利用しているんですけど。ただ、私のほうで保育士と面談する中で、やはり端末が足りないというのをダイレクトに聞いたので、この夏に大分改善しましたし、もうちょっと足りないというところは随時手当して、なるべくそういったところで、端末がそもそも足りなかつたら推進できないというのは全く意味ない話なので。そこは今改善を図っているところでございます。

あと、今年度の途中からオムツのサブスクを開始したところでございます。比較的地域、1歳は特に利用していただいている世帯が非常に多くて、比較的好調な滑り出しかなというところでございます。おっしゃるとおり、例えば私立認可保育園でもおしぼりとかエプロンのサブスクも行っているところがあるというのはこちらも承知しているところでございまして、おっしゃるとおり衛生面であったり、あと感染症の問題のところから、この辺りの導入というのも一つ考えられるかなと思います。まず、オムツのサブスクを開始したので、その辺りの課題をまず検討しながら、その辺りの導入というのも今後園と協議しながら検討していきたいと思っております。

○大坪委員 ありがとうございます。

1番の保育士の方々の負担軽減とか待遇のところなんですけど、ご回答いただいた内容だと、私立の先生と区立の先生で違うということなんですかね。それとも共通ですか。

○社会長 事務局。

○奥田幼児保育課長 例えば宿舍借上というか、例えば一人暮らしの住宅費につきましては、例えば私立保育園でいうと国や都からの補助が出るので、8万2,000円が出ると、上限ですね。ただ、区立保育園の場合は事務職員とかと同じ公務員でございまして、例えば20代半ばぐらいまでは毎月2万7,000円の補助が出ると。そういうところで差が出てきているというところは実情として、どうしても仕組み上、あるというところでございます。

○社会長 よろしいですか。

西村委員、お願いします。

○西村委員 区立幼稚園PTA連合会から参りました、西村と申します。

区立幼稚園がどこも定員が少なくて存続の危機ということは知っていらっしゃると思うんですけども、こういったこども園化などで対応していただきありがとうございます。ただしかし、2年保育の区立幼稚園はいまだ人数に悩まされておりまして、10人以上の申込みがない場合、その年の入園がないという決まりがあるということなんですけれども。これに関して言いますと、区立幼稚園に通いたい方とか、あとやっぱり地元に基づいている幼稚園でありますので、2年保育で例えば1年だけでもないということになりますと、1学年だけで運営することになるということで、皆さん危機を感じております。この点に関して、要望書などでも何度も出させていただいていて申し訳ないんですけども、その定員廃止というのはやっぱり難しいのでしょ

か。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**足立子ども施設担当課長** 只今、ご指摘いただいたご議論が、どちらかという学務課のほうの議論になってまいりまして、そちらについては、第2回のほうで、教育分野でご議論いただく内容になってまいります。本日、担当職員がこちらに来ておりませんで、お答えができず申し訳ございません。

○**社会長** それは、次回。

○**西村委員** 分かりました。

○**新名企画政策部長** 今の中身は次回に伝えて、学務課長のほうから回答させるようにしますので、お願いします。

○**西村委員** ありがとうございます。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

瀧田委員ですね、ごめんなさい。

○**瀧田委員** 中学校PTA連合会のほうから参りました。滝田と申します。第六中学校のPTA会長です。

この1から3の議題で男性が発言するのはどうかなと思った時点で、何か自分が情けないと思ったんですけども、正直。

1番の妊娠・出産・子育て、切れ目ない支援の部分なんですけど、私が勤めている企業でも育休の取得かなり奨励されておりまして、若い子たちはかなり男性でも取得率が上がっているんですけども。文京区を取組の中で、男性、お父さんの参画ですとか、現状及び今後の取組ですとかビジョン等ございましたら、ご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**大塚保健サービスセンター所長** 保健サービスセンター所長、大塚でございます

ご指摘いただいたところで分かりやすいところは、多分、母親学級・両親学級のところかなというふうに思っているところです。両親学級の部分が、令和4年が1,064、令和5年が1,439と非常に大きく伸びているところになってきます。これ、コロナ明けというところもあるんですけども、やはり参加されたいというお父さん、非常に多いです。さらに、コロナ禍のときに本来受けたかったけども受けられなかったという形で、第2子でも両親学級を受けたいんだけどというご相談についても極力受けさせていただくような形になってきているので、こういった形の件数が増えているというところでございます。そう考えますと、やはり両親学級の数字から見ると、やはりお父さんが育児に対して積極的に関わってきているというふうに考えてはいるところです。

○**社会長** よろしいですか。

○**瀧田委員** はい。ありがとうございます。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

○**瀧田委員** 続いて、よろしいですか。

○**社会長** お願いします。

○**瀧田委員** 2番なんですけれども、認定こども園、僕、不勉強であんまりよく分かっていないんですけれども。周りの特にお母さんですかね、お話を聞くと、認定こども園の是か非かみたいな話がすごく出てくるんですけれども。今、進められているというところで、また幼稚園さん、どここ幼稚園さんが認定こども園になっていくという話が出ていますけれども。その辺り、実際の区の方たちのご意見とか、その辺りはどうなんでしょうか。もともと、認定こども園造っちゃおうというのがありきなかもしれないんですけれども、その辺り、現状のご説明をお願いしたいと思います。

○**新名企画政策部長** こちらも次回のところ、教育マターになりますので、次回のところで事前に回答させていただきますので。

○**瀧田委員** すみません。

○**社会長** 謝る筋のことじゃないんですけれど。どうしても子供で一体化になっているんですけれど、今までの所管がありますので、どうしてもこうなりますね。次回、そういう議論しますので。

○**瀧田委員** お願いします。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

それでは、蓮尾委員ですね。

○**蓮尾委員** 蓮尾です。

健康推進に関わることで、多分2になるのかなと思うんですけれども。妊娠・出産を考えている女性だけでなく、そのパートナーの男性に対しての風疹の予防の助成みたいなものがあるのかどうかというのがよく分からないんですけれども、その辺に関してと、その周知についても何か取組されていることがあれば、教えていただきたいです。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**矢内保健衛生部長** 保健衛生部長よりお答えいたします。

風疹の予防は、特に妊娠中の女性についてはとても重要な課題でございます。風疹の罹患歴がない、あるいはワクチン接種歴がないという方で、妊婦とそのご家族については風疹ワクチンの接種についての費用助成制度がございます。

ただ実際には、これから妊娠・出産を迎える年代は既に男性もワクチン接種を小児期に経験している年代であるということもあって、物すごく数が多いということではございませんが、そのような制度のご利用についてはホームページやT w i t t e r 等でも随時情報発信をしております。

○**社会長** よろしいですか。

○**蓮尾委員** ありがとうございます。

○**社会長** その他、いかがでしょう。

それでは、吉川委員、お願いします。

○**吉川委員** ありがとうございます。小学校PTA連合会の吉川と申します。文京区立駒本小学校のPTA会長もしております。

今の西村さんとか瀧田さんと同様、次回のお話になるかもしれないんですけども。待機児童が減ってきているというようなことが書かれていて、14ページのところにも左上に折れ線グラフで待機児童の数が書かれているんですけども、これ、恐らく隠れ待機児童というものは反映していないと西村さんのお話からも推察できるなと思うんですね。やはり隠れ待機児童、つまり自分の希望する園に行けなくて預けられないというようなご家庭について、どのように把握をしているのか。あるいは、どのような把握を考えているのかということ伺いたいのがまず1点です。

もう一つ、区立のこども園化ですね。区立幼稚園の認定こども園化とかそういったものをしていっしょするのは、非常にすごい取組だなと思うんですけども、こういった区立の幼稚園や保育園を今後増やすということは考えていないのかといったところも、教えていただければというふうに思います。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**奥田幼児保育課長** 隠れ待機児童のお話なんですけども、こちらに記載のとおり6年度は二人ということで、5年度ゼロ人だったんですけど、二人。正直、今の6年度の4月1日時点では、二人生じているというところがございます。よく報道等で聞く隠れ待機児童につきましては、こちらのほうでも把握しているんですけども。どうしても国の基準で待機児童の考え方で、1か所のみ申し込んで、どうしてもその保育方針が好みだというところで1か所しか申し込まなくて、残念ながら入園が叶わなかった場合というのは、そこは待機児童のカウントから除くというようなカウントの仕方になっているというところで。そういった意味では、その辺りの数字はもちろんこちらでも把握しているところです。

あと、区立の幼稚園だったり保育園を今後増やすかどうかというところについて、幼稚園については先ほどのとおりでございます、教育推進部のほうでの所管になるんですけども。区立保育園を増やすかというところについては、今の段階では検討していないというところがございます。こちら、約20年ぐらい前のいわゆるその三位一体改革の中で、基本的には区立保育園というのは、もう自分たちそれぞれの自治体でお金を出して運営してねというところで。一方で、私立保育園については、国だったり都からある程度の補助金がもらえるというような考え方になるので。そういったところの財政的な負担を考えると、やはりなかなか今からあらためて区立保育園を増やしていきましようという考えには至っていないというところです。

また、一方で練馬とか、例えば杉並とか、あちらのほうの区では区立保育園を民間に委託したりとか、そういったところを進めているところがございますけれども。今の段階では、文京区立

で直営している保育園については今のまま運営していく方針ではあると、現時点では、ということをございます。

○吉川委員 ありがとうございます。今、お話に出た公設民営化のことなんですけれども。この公設民営化というのは、文京区としてはもう今後も、今の話だと考えていないということで、区立を継続していくということは、もう今後数年は決定している事項なんですか。

○社会長 事務局、お願いします。

○足立子ども施設担当課長 公設民営は、今、根津保育園というところが公設民営という形であるところをございます。

待機児童対策につきましては、文京区では、基本的に私立認可保育所の開設を中心とした待機児童解消というのを一つの姿勢として取り組んできたところをございます。待機児童については、子育て支援施策が功を奏してお子様が増えれば、また、この問題も並行して発生するおそれがあります。そのような場合につきましても、私立認可保育所の開設を中心に対策を進めていくという姿勢をございます。

なお、今年度につきましては二人の待機児童ですが、実を申しますと、定員充足率という意味では84%にとどまっております。待機児童数が一番多く出てしまった時期、平成29年度には102人という時期をございますけど、そのときは定員充足率が97.7%まで上がっております。84%まで定員充足率が下がっているという状況もございますので。より地域の中で足りない、ここが足りてないというところを分析して、効果的に開設を進めていくという方向で今後は進めていかないとはいけないと考えているところをございます。

○社会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

大坪委員。

○大坪委員 主要課題1番に関連して質問というか、ご検討いただきたいなと思っていることなんですけれども。妊娠が分かって、病院で心拍が確認できて母子手帳もらってきてくださいと言われる時期って、6週目とか7週目とかなんですよね。そのときでもう、結構人にはよるんですけど、つわりがつらくて。窓口に行ってご説明いただいて母子手帳をもらって家に帰るという動作が結構きつくて。私も、今、妊娠4か月なんですけど、ちょうど妊娠したときの母子手帳をもらうとき、すごくしんどかったの。できれば、例えば電子で申請は出して、母子手帳を自宅に郵送していただくみたいなことが実現していただけたら、すごくありがたいなと思っています。

○社会長 はい、事務局。

○大塚保健サービスセンター所長 母子手帳の部分に関しては、確かに体調の問題でそういったご相談をいただいているところがあります。電子化につきましては、様々な対応の方法を考えていきたいなというふうに思っていますので、これから検討させていただきたいというふうに思っているところです。

○**社会長** はい。

○**矢内保健衛生部長** 今の発言のとおりなんですけれども、妊娠の届出をして母子手帳を交付する際には、やはりお母さんの状態ですとか、あるいは様々なお不安にも対応するために、全数面接ということを私ども目指しております。そういった面接は、別につらいときにやる必要はないので、少し時間を置いていただくでも、母子手帳が必要ということだと思っておりますので、ご意見として承って検討課題としたいと思っております。ありがとうございます。

○**社会長** それでは、谷口委員、何かありますか。

○**谷口委員** 区民委員の谷口です。せつかくなのでというところでお伺いできればと思うんですけれども。

今、母子手帳のお話出まして、母子手帳のほうに予防接種とか毎回毎回手書きで書いていって、予防接種をするたびに手書きで全部書いていく形なんですけれども。この辺り、保育園の入園とかでも毎回毎回書かされるんですけれども、デジタル化することはできないのかというふうに考えております。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**矢内保健衛生部長** 予防接種情報については、今、国のデジタル庁でそのほかの様々な健診センターと一緒にマイナンバーカードの中で処理できないかという検討が進められているというふうに聞いております。ですので、今のところは手書きで書いていただくのは大変だと思うんですけど、医療機関で記録していただくのは非常に重要ですので、今後のデジタル化の検討に少し期待を、私どももしているところでございます。よろしく願いいたします。

○**谷口委員** ありがとうございます。

○**社会長** それでは、馬場委員、どうですか。何かありますか。特にないですか。はい。

谷口委員、お願いします。

○**谷口委員** 連続でしゃべればよかったんですけども。

主要課題2のところの保育ニーズのところ、未就学児の定期的な預かり事業というものを始めてくださって、大変我々としてはありがたいという感覚なんですけれども。やっぱり3歳以下の未就学児を預ける場所って、家庭保育されている方は大分少ないというところで。この辺り、段階的に拡充してくださるとは思うんですけれども、具体的な案というのはもうお決まりなんでしょうか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**足立子ども施設担当課長** ただいまご質問いただきました未就園児の定期的な預かり事業なんですけれども、こども誰でも通園制度は、スタートといたしましては、令和8年から実施が予定されております。区では、先行してモデル事業という形で昨年度実施を開始したものでございます。利用対象者は、現在はゼロ歳から2歳までというところでございますが、令和8年4月に向けては、こども誰でも通園制度がどのようなスキームで今後提示されるのか、こういったところも区

としては注視しているところをございまして、国が示す事業形態と、あとは区のほうでのニーズと、そういったものを両にらみしながら、事業のモデルについては考えていきたいというふうに考えております。

○**社会長** よろしいですか。

○**谷口委員** 具体的な、例えば週1回預かりじゃなくて、もっと増やしていこうとか、その辺りはまだない感じですか。

○**足立子ども施設担当課長** ニーズが高い部分、ご応募が高い層というのはゼロ歳から2歳の年齢ですので、現状はここら辺、その年齢児のお子様を対象に実施をというふうに考えてございませけれども、これについても絶対に決まりということではなくて、2026年度に向けましては、事業内容について検討したいと考えてございます。

○**谷口委員** ありがとうございます。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

蓮尾委員、お願いします。

○**蓮尾委員** 区民委員の蓮尾です。17の発達支援事業について、お伺いしたいんですけども。

保育園や幼稚園の訪問ではなくて、近隣の方への理解を深めるという意味でも、そういう発達障害の子たちと一般の子供たちとの何かふれあいのイベントだったり、理解を深めていただけるような何かイベントだったり、そういうものが現在あるのでしょうか。そういうのをお伺いしたいです。

○**社会長** 事務局、いかがでしょう。

○**多田子ども家庭部長** こちらも教育センターということで、教育部局のほうでご質問いただければと思います。申し訳ございません。

○**社会長** これも次回ということですかね。はい。

その他、いかがでしょうか。

瀧田委員、お願いします。

○**瀧田委員** 瀧田です。

そもそも論なんですけども、こういった子育て支援の充実とか、育てている間のお悩み解消とかがすごく分かりやすいんですけど。本当にそもそも論なんですけど、これってやっぱり出生率を上げたいとか、できれば2とかに上げたいとかという、実際の目標値みたいなものって本来はあるべきなんじゃないのかなと思うんですけども。その辺りってどうなんでしょうか。

○**社会長** 事務局、いかがでしょうか。

○**矢内保健衛生部長** 母子保健の立場からお答えさせていただきます。

合計特殊出生率が上がっていかなければ、将来の人口減少ということが事実として出てくるということでいえば、今後の日本の将来を考えていくと、出生率を上げることは非常に重要な課題だとは思っております。

ただ、目標としてそれが幾つなのかとか、あるいは出生率を上げるための取組について何が有効なのかということについては、今、様々な議論が行われているところであり、具体的な目標値があるわけではないので。現時点では、何か目標値を定めて実施しているという、そういう形にはなっておりません。

○瀧田委員 今、議論がなされているというのは、どのような議論なんでしょうか。

○矢内保健衛生部長 東京都においても、合計特殊出生率の減少について様々な検討を現在行っているというふうに聞いております。その要因は非常に多彩で多様で、なかなか分析が難しいとも聞いておりますけれども、そういう出産や育児にかかる経済的な負担の問題であったり、あるいは女性が働く場が増えてきているということでの出産年齢、あるいは結婚年齢が上昇していることも一つの要因だというような議論がなされていると聞いております。

○瀧田委員 ぜひ前向きな議論を継続していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○社会長 はい、事務局。

○足立子ども施設担当課長 私のほうからは、子育て部門というところですので、少しそちらのほうのアプローチでお話させていただきます。

国が策定した「こども未来戦略方針」において、少子化は、将来的に国際競争力や経済力の減退につながるということで、解消に向け今が最後のチャンスだと書かれております具体的な方策として、若者への経済支援であるとか、妊娠から始まる様々な各種支援施策ですとかを実施していくことが打ち出されているところでございますが、数値的な目標というのは、この中でも明示はされてございません。

また、合計特殊出生率は、対象年代の女性の数を分母にするので、文京区や東京都内ですと、就職または就学のために転入する方も多くいらっしゃいますので、そういう方が分母に入ることと比較的、合計特殊出生率が下がるというような傾向もございます。なので、なかなか東京都、まして文京区という小さな単位でその特殊出生率を見るというのは難しい側面もございますけれども、一つの目安とはなりますので、就学前児童人口であるとか、合計特殊出生率ですとか、そういった各種数字を併せて見ながら、私どものほうといたしましても子供の人数、ひいては私の担当部門でいきますと保育所の整備の今後の方針ですとか、そういったものに生かしていきたいと考えているところでございます。

○瀧田委員 なんかもっと具体的な、例えばその明示の仕方というか、もう一人欲しい方への手厚い補助みたいなそういった文言とか、例えば使うことで可能性を広げるじゃないですけど。何かそんなこともあるのかなと思うので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○社会長 はい、吉川委員。

○吉川委員 今のお話で思い出したことがあったんですけど、いいですか。

○社会長 はい。

○吉川委員 総合戦略の7ページの自然動態の推移のグラフで、死亡の推移が令和4年が1,845、出生が1,822と書いてあるんですけど、どう考えてもこれ、オレンジの折れ線グラフのほうが上に来ているので、数字が逆なんじゃないかなというふうに思うんですけど。そういう認識でいいのかなというのを確認したいです。この総合戦略の7ページの自然動態の推移の折れ線グラフです。あと、文章としても、その後の出生数が減少し死亡数が増加したことという文章が③人口動態の4行目にあるんですけど、これも確かに平成28年から令和4年にかけて減少はしているんですけど、出生のほうが多いという認識は変わらず持っていて大丈夫でしょうか。というのを、今のお話で思い出したので伺いたいのと。

あと、話を戻します。今の主要課題3のほうで、病児・病後児保育事業、20番に、病児保育室が4か所あるというふうに書かれているんですけど、これはもっと増やす予定とかないのかなというのを、今、思っているところです。というのも、うちも下の子が年長なので今年度で卒園するんですけども、ただやっぱり私のうちも両方とも、私も妻も仕事をしていて、子供が病気になったときにどうしても預けられない、どっちかが休まざるを得ないというふうな状況になって。両方のおじいちゃん、おばあちゃんも頼れないというような状況になったときに、困ったりすることがよくあるんですね。といったときに、4か所の病児保育しかないんだというのを、今、思ってしまった。もうちょっと増えたら利用者がもっと増えるだろうし、それこそ区じゃなくても私立の保育園でそういった事業を展開していただけるように働きかけをしていただくと、もっともって利便性が高まるんじゃないかなというふうに感じた次第です。

ということで、人口動態についてと病児保育の保育室の増加についてのお考えを伺いたいという2点を、お願いします。

○社会長 まず、人口動態は企画部長から。

○新企画政策部長 はい。企画制作部長の新名です。

初めに、人口動態のところのこのグラフの、ごめんなさい。1,845と1,822の、これが逆転しているんじゃないかということについては、私もごめんなさい、ぱっと見そうかなという気がするんですけど。ここでご覧いただきたいのが、人口動態を把握していく中で、まず自然の動態の出生と死亡の推移というのが、ここ数年で低下してきていると。それに対して、その下のところの社会動態のほうが逆に上がってきているというところで、ここで読み取っていただきたいかったのが、いわゆる自然動態よりも社会動態のほうが影響が多いと。それを踏まえて、文京区全体の人口と推計を出している。そこを讀んでいただきたくて、こういったグラフを出させていただいているというところでございます。今の数字のところは、事務局で確認させていただきます。

○社会長 はい、事務局。

○富沢子ども施策推進担当課長 子ども施策推進担当課長の富沢と申します。病児・病後保育施設の施設についてのお尋ねでございます。

区といたしましても病児・病後児保育に関しては、非常にニーズがあることも把握しております。また、4か所というところに関しまして、また4か所も地域的なところの位置によっても使いやすい、使いにくいのが出てくるのかなというところも把握しているところでございます。こちらに関しては連携する医師が必要であったりとか、そういったところもでございます。設置場所とか、それからまた運営する事業者さん、それから今お話しした連携する医師の確保というのは課題にあるところでございます。私どもといたしましても地域的な判断も含めまして、その新規の開設というのは一つ大きな課題ということで取り組んでまいりたいと思っております。なかなかこの場所と事業者と連携医師というのを確保していくところが一つ大きな課題になってございます。進め方としては比較的大きな規模の開発がある場合に、何か導入を要望するとか、そういったところで新規設置については検討を続けておるところでございます。

また、病児・病後児保育施設とは別に、ベビーシッターの利用料助成の制度もやっております。こちらですとゼロ歳から小学校6年生までの病児・病後でご利用いただいた場合の利用料を補助している制度もございますので、こちらのほうにつきましてもぜひご利用いただければということで周知等も一層進めていきまして、こちらの制度の活用も促進を図ってまいりたいと思っております。

○吉川委員 ありがとうございます。

○社会長 よろしいですかね。

人口動態のところは初回のときにもお話ありましたが、通常先進国の都市で、一度死亡率が出生を上回ると、それを今度また出生が追い抜くってほとんど見られないんですよ。だからこれはすごいことと言えば、すごいこと。これが単なる社会像じゃなくて、自然とした生活行動から生まれてきているライフスタイルの変化に裏打ちされたものであれば、とてもいいことなのかなというのがあるかもしれませんね。

出生率を目標にするかどうかということに関しましては、本当にいろいろ意見があって、少なくとも目標に掲げたからそれに向かって単純に達成できるという話ではないので。多くのコンセンサスとしては、それぞれの理想出生率を達成すると。それに対して経済的な困難・その他があれば、その困難を取り除いていくということに関しては大体合意ができていますけど。あらゆる人が結婚すべきかどうかということも含めて、それぞれの生活の多様性を考えたときに、どこまでこれを正面に掲げてやっていけばいいのかというのは、いろいろ議論のあるところで。その多様性の中で可能な範囲でやっていくということで、今まで議論が進んできたということじゃないかというふうに思います。

最後に大きな議論も出たところで、次の主要課題のほうに入っていきたいと思っております。

それでは、次は主要課題の11から14になります。これにつきまして、関係部長から説明をお願いします。

○多田子ども家庭部長 それでは40ページをご覧ください。まず、11番の高校生世代への支

援についてご説明申し上げます。こちらにおいては、計画期間の方向性ということで、高校生世代への支援の推進と、高校生世代のいる子育て家庭への支援の推進の2点としております。

次に各事業になりますけれども、こちらは青少年プラザ運営事業ですとか、総合相談室、生活困窮世帯学習支援事業など記載にありますとおり、高校生本人やそのご家庭に対する支援を様々な形で実施をしているところでございます。

続きまして、41ページにお進みください。成果や課題ですけれども、まず高校生世代への支援の推進ということで、高校生世代学習支援事業についてですけれども、生活困窮世帯の抱える多様なニーズに応じて、奨学金情報等の提供やキャリア教育など、幅広い分野の教育を実施しております。しかしながら、現在、利用者の継続性が低いということで、切れ目のない学習支援事業の体制構築が必要となっております。また、昨年4月から医療費助成の対象を高校生世代に拡大し、子どもの健全な育成と保健の向上を図りました。それから、コロナ禍では縮小・中止していたイベントについて、コロナ前と同規模で実施することができるようになりまして、青少年がボランティアとして参加したイベントは16件、「文の京こどもまつり」では高校生68人がボランティアとして参加をしたところです。

もう一つの、高校生世代のいる子育て家庭への支援の推進ですけれども、こちらは昨年の6月、こども未来戦略方針において、国が児童手当に係る対象年齢の拡充に取り組む方針を示した、こちらを受けまして、当該の取組が実施されるまでの間、高校生世代を養育する世帯に対して支援金を支援することとし、次世代を担う子どもたちの育成を支援してきました。それから、育成支援金の実施や医療費助成の対象拡大によって、子育て家庭の経済的負担を軽減したほか、生活困窮世帯に対しては、宅食の配送とこれに伴う見守りの実施により、必要な支援につなげることができました。

続きまして、43ページにお進みください。今後どのように進めていくかですけれども、社会的に不利な状況であることで、進路選択の幅が狭められることなく、適切な自立に向けた選択ができるよう、高校生世代の学習支援事業の利用を促進していく必要があると。また、高校進学を機に、学習支援事業の利用が途絶えないよう、切れ目のない支援体制を構築し、小学生から高校生までの学習支援事業を生活支援と一体的に実施してまいります。次に、児童手当の対象が拡大されるまでの間、育成支援金の支給を継続するとともに、こども基本法をはじめとした国の各方針を踏まえ、医療費助成等の高校生世代に向けた支援を継続してまいります。さらに、青少年プラザの施設の利用促進に向けたさらなる周知や、大学等との連携事業を推進するとともに、中高生世代の自主的な活動を応援する取組の充実や活動の場を拡充してまいります。区内2か所目となる青少年プラザの建設に当たりましては、中高生のご意見を積極的に取り入れた上で進めていく予定でございます。

説明は以上になります。

○鈴木福祉部長 続きまして44ページ、主要課題No. 12、子どもの発達に寄り添った支援

体制の整備について、福祉部長より説明いたします。

こちら、主要課題12につきましては、44ページに記載してありますように、事業番号37教育センターでの総合相談室、それから55番の教育センターに設置する児童発達支援センターの運営、それから56番の各施設での医療的ケア児の受入れ。次のページ、45ページにお進みいただきまして、57番の医療的ケア児支援体制の構築、こちらは関係者が課題の共有や地域ニーズの把握、支援方策等を検討する支援の体制ということになります。また、次の58番、障害者（児）施設整備促進事業、こちらを実施して取り組んでいるところです。

それでは、これらの事業についての成果や課題、3番になります。45ページ、3番になります。はじめに、「子どもの成長段階に応じた支援の充実」では、区内での放課後等デイサービス事業者の開設、こちらの要望が高まっております。また、保護者の就労時間に配慮した居場所の在り方についても課題となっております。民間事業者による児童発達支援事業所、また放課後等デイサービス事業所の開設を進めるため、区としましては、整備費等補助制度を周知し、施設整備を促進していく必要があると考えております。

児童発達支援（そよかぜ）、放課後等デイサービス（ほっこり）、これは区のほうで行う事業のほうですけども、こちらのほうでは支援や体験の充実を図りましたが、職員研修などにより体制を充実し、子どもたちが安心して療育を受けることができる環境を構築することが課題となっております。また、医療的ケア児の受け入れでは、研修や訓練等を計画的に実施し、安全に受け入れられる体制を整えていくことが課題となっております。

次に、「医療的ケア児の支援」では、医療的ケアを必要とするお子様の生活に関する調査、こちらの結果も踏まえまして、受入れ体制の強化や、関係機関との連携強化を図っております。また、医療的ケア児の申請や相談が増加する中、高度医療を必要とする方の受入れ枠を拡大する必要があり、職員体制の研修体制ですね、こちらを整備する必要があると考えております。

次のページ、46ページにお進みください。46ページの4、今後の展開です。成長段階に応じた支援の充実に向け、引き続き、気軽に相談できる場や、重症心身障害児や医療的ケア児に対する事業所、それからニーズの高い放課後等デイサービス事業所の整備を促進するため、必要な支援を充実させていきます。また、医療的ケア児の支援については、関係機関との連携を強化し、庁内組織横断的に情報共有を図り、地域における具体的な課題を把握するとともに、調査結果を踏まえて課題解決に向けた取組を進めてまいります。さらに、障害児等の早期発見・早期療養を実施していく中で、相談件数の増加や相談内容の多様化へのきめ細かい対応に引き続き努めてまいります。

私からの説明は以上です。

○多田子ども家庭部長 続きまして、47ページにお進みください。13、総合的な相談・支援体制の強化と子どもの権利擁護について、ご説明申し上げます。

まず、計画期間の方向性ですけれども、予防的支援と対応力の強化。もう一つが専門的な相談

支援の充実となっております。各事業につきましては、保健サービスセンターで行われている乳児家庭全戸訪問事業と、乳幼児家庭支援保険事業。続きまして、次のページですけれども、子ども家庭支援センターで実施をされています子ども家庭相談事業と児童虐待防止対策事業で、最後に（仮称）文京区児童相談所の整備ということになってございます。

続いて、その下の2の、社会ではどのような動きがあったかというところですが、こちらは、国においては、昨年4月に「こども家庭庁」を設置し「こども基本法」を施行いたしました。また、昨年12月に「こども大綱」を策定し、子どもの意見表明の機会等を確保しながら、子ども施策を総合的に推進することが求められております。こうしたことを受けて、特にその意見表明という部分については、様々な形で区の施策に影響を与えておるところでございます。

続いて、次の49ページですけれども、成果や課題ということで、まず予防的支援と対応力の強化ですけれども、巡回相談の強化と関係機関との緊密な連携により、予防的支援の充実を図ってまいりました。それから、児童福祉法に定められる「こども家庭センター」機能の整備に向け、合同ケース会議の設置やサポートプランなど、児童福祉部門と母子保健部門がこれまで以上に緊密に連携し、妊娠期から支援が必要な家庭に寄り添い、確実に支援につなげる体制を整える必要があるというふうに考えております。

それから、専門的な相談支援の充実ですけれども、来年4月からの児童相談所の開設に向け、職員を他自治体の児童相談所等に派遣し、現場での適切なアセスメントや、高度で実践的な相談支援のスキルを学び、現場対応力の向上に取り組みました。また、特別区職員研修所をはじめ、庁内外の専門研修を計画的に受講し、より専門的かつ実務的なスキルの習得に向け、職員の相談対応力及び虐待対応技術力の向上に取り組んでまいりました。

続いて50ページ、4の今後どのように進めていくかですけれども、東京都児童相談センターからの文京区ケースの引継ぎを確実に実施できるよう、引継チームを編成し、福祉・心理職の派遣職員を段階的に追加しながら、適切かつ円滑な引継ぎを実施いたします。また、区児童相談所の開設に合わせて、子ども家庭支援センターに、児童福祉法に定められた「こども家庭センター」機能を整備し、職員の相談対応力の向上に努め、妊娠期から支援が必要な家庭や子どもに寄り添った支援を実施するよう検討いたします。

最後に、（仮称）子どもの権利擁護に、ごめんなさい。今の名称では「子どもの権利に関する条例」としておりますけれども、こちらの制定に当たっては、子どもを含む区民から意見を聴取する様々な機会を確保し、検討を進めてまいります。

続きまして51ページの14、子どもの貧困対策についてご説明申し上げます。こちら、計画期間の方向性については、全庁的な連携による支援とさせていただきます。各事業については、子ども家庭相談事業、生活困窮世帯学習支援事業、奨学金給付金、塾代等助成事業、就学援助、最後に子ども宅食プロジェクトと記載をしております。

続いて52ページにお進みください。3の成果や課題についてですけれども、全庁的な連携に

よる支援ということで、子ども宅食プロジェクトを通じて、子どもと家族を必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防ぎます。それから家計の不安を減らすだけでなく、利用世帯への心理的ストレスの減少や、余剰時間の増加による家族関係の改善等の効果が見られます。今後は、対象世帯の拡大や利用世帯の状況に合わせた配送内容の見直しの検討などが必要になってきます。それから、高校生世代等学習支援事業についてですけれども、将来の自立に向けた進学等の相談支援や生活支援について、学習支援と一体的に実施しておりますが、小中学生学習支援事業については、学習支援が中心となる事業を実施しています。生活困窮世帯の抱える多様なニーズに応じた、包括的な支援が実施できる切れ目ない学習支援事業の体制構築が必要となっております。それから就学援助等については、小・中学校、関係部署と連携して周知を行うなど、適切な運用を行い、進学にかかる保護者の経済的負担軽減を図ってまいりました。

最後に53ページ、今後どのように進めていくかですけれども、物価高騰が続く中、引き続き、子どものいる生活困窮世帯への支援を続けてまいります。また、子ども宅食プロジェクトを通じて、経済面・生活面で様々な課題を抱える世帯の状況や傾向を把握し、コンソーシアムの構成団体等と連携して、社会からの孤立を防いでまいります。次に、社会経済的に不利な状況であることで、進路選択の幅が狭められることなく、適切に自立に向けた選択ができるよう、高校生世代学習支援事業の利用を促進していく必要があります。また、高校進学を機に学習支援事業の利用が途絶えてしまうケースが多いことから、切れ目のない支援体制を構築し、小学生から高校生までの学習支援事業を生活支援と一体的に実施をしてまいります。

説明は以上になります。

○社会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの主要課題11から14までにつきまして、皆さんのほうから質問、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。

はい、西村委員。

○西村委員 待ってください、どこだったかな。

主要課題12番の子どもの発達に寄り添った支援体制の整備という部分の、発達支援についてお尋ねしたいんですけれども。障害児相談支援、あれ、どこだったかな。待ってくださいね。障害のある方、子供が小学校に通っていると思うんですが、その小学校自体の、通える小学校が少ないということで、身近にも結構いるんですけれども。小学生になると、まず子供を自転車に乗せることができないので、送迎がバスだったり、公共交通機関になったりすると思うんですけれども、障害を抱えていることによって、それにかかなりの時間だったり負担がかかってしまう、さらには下に例えば幼稚園の子どもなどがいると、その送り迎えもあるということで、かなりの負担を感じている親の意見をよく聞くことがあるんですけれども、例えば、難しいかもしれないんですけれども、そういう子の送迎だったりとか、あとはもう少し通う学校を増やしていただくなど、そういう支援などは、現状は考えていたりはしないんでしょうか。

○社会長 事務局、お願いします。

○永尾障害福祉課長 障害福祉課長の永尾と申します。

まず、前段の通える小学校を増やすという部分につきましては、教育委員会が所管になりますので、次回お答えというところになるかなというふうに考えております。

通学の保護者の方の負担軽減というところにつきましては、障害のサービスのほうで、移動支援・通学支援というサービスがございます。こちらは、障害のあるお子さんに限らず、成人の方も、外出時に移動支援のヘルパーが、ご家族に代わっているような支援を行うというところでございます。通学に関しては、その移動支援の中でも通学支援ということで、学校の登下校について、ヘルパーが保護者の方に代わって通学を支援するというようなサービスは利用できる形になっております。

ただ、現状の課題としまして、なかなかそのヘルパーのなり手が増えていかないというところは区でも課題認識を持っておりまして、こちらは従事者を養成する研修を区内の事業者をお願いして、実施しているというところでございますので、そういった取組を引き続き実施をしていくことで、利用したい方ができるだけ多く利用できるように、区としても取組を進めていきたいというふうに考えております。

○西村委員 ありがとうございます。

○社会長 それでは、瀧田委員のほうから。

○瀧田委員 今の西村委員のお話と同じなんですけど、多分、教育委員会さんへの確認なのかもしれないんですが、今、小学校で20校ですね。中学校で10校文京区にあるんですけども、それぞれ20分の幾つそういったご対応をいただいているのか。10分の幾つ、学校でその障害を持っている子供たち、受入れできているのかということと、あと将来的に20校すべからく、10校すべからくに展開いただけるのかという、ビジョンもご説明いただけたらと思いますので、次回で構いませんので、お願いしたいと思います。

また別件でもいいですか。高校生世代への支援ということで、たまたま僕、高校生と中学生と小学生、それぞれに子供がおります。高校生に医療費、育成支援、拡充いただきまして本当にありがとうございます。めちゃめちゃ助かっておりまして、ぜひこの継続をお願いしたいのと、もう一点、議論になるのか分からないんですけども、高校へ広がったということは、その先、大学生まで拡充いただけるような例えば議論というのはなされているのかをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○社会長 はい、事務局、お願いします。

○篠原子育て支援課長 子育て支援課長の篠原と申します。医療費の担当をしております。

今回、国が高校生の支援をするということで、児童手当については拡充されましたが、高校生についてはまだされていないということで。ただ、東京都、特別区全体ではもう子供の、18歳までの方々は無料にしようということで行っております。この部分、ご両親の方からするとともううれしいことだと思うんですが、一方、区の負担は少なくないわけですね。実質、今回東京都

がやっている、東京都が全額出しますというふうに言ってくださったんですが、そこはやはり収入が高い方は区で負担してねというふうな仕組みになっていまして、文京区の場合は割と所得が高い方が多いこともあって、その分、区が税金をお出ししているということになりますので、今後は東京都とも協議をしながら、なるべくその負担を減らせるような形で努力をしているところです。そういった状況で、今年、もともと高校生の医療費負担がどのぐらいになるかなと思ったから、あらかじめ試算したときには1億5,000万ほど増えるだろうと思っていたところ、今年の決算では3億8,000万も増えてしまっていて、予想の倍を超える金額が高校生の医療費にほぼ使われているということもあります。ですので、ここは今後の議論を待たなければなりません、現在のところまでは18歳までというところでのお話になっているというところで、ご理解いただければと思います。

○瀧田委員 十分手厚い補助をいただいていると思うので。我々にできるのは、恐らくそんな簡単に気軽に行かないようにしようとか、ちょっと心配だから行ってみようとかというのをなくすべきなのかなと思いますけど、特に小さい子についてはそれは無理なのかなと思うんですけども、中学生、高校生については、そのぐらいで行くのはやめておこうとかというのは考えていこうかなと思っています。ありがとうございます。

○篠原子育て支援課長 そうおっしゃらず、それはどうぞお使いください。

○瀧田委員 分かりました、じゃあ遠慮なく。

○篠原子育て支援課長 制度ですので。病院のご負担もありますから、そこはいろいろあるところはあると思うんですが、万が一のこともございますから、何かあれば病院のほうに行ってください。

○瀧田委員 できれば、では大学生まで拡充を将来、ご検討いただけたらと思います。お願いします。ありがとうございます。

○社会長 はい、吉川委員。

○吉川委員 ありがとうございます。小P連の代表の吉川です。

40ページにある青少年プラザ、b-1 a bなんですけど、これ、去年からよく聞くようになったなと私、個人的には思うんですけども、児童相談所が来年度からできるということから、その児童相談所との違いってなんだろうというのを、前から疑問に思っていたので、そこを伺いたいのと、これ、何でこの高校生を対象にしているのかなというところを知りたいです。また、今後児童相談所が出来上がるということから、こういった施設って、往々にして児童相談所、児童養護施設、それから区役所、それからb-1 a bで、往々にして単体で動きがちなところが昔からあるなというのを私自身感じておりまして、どういうふうな児童相談所との連携を取っていこうと考えているのかとか、他施設との連携をどういうふうに取りたいかとか考えているのかというところも、併せて伺えればなと思います。お願いします。

○社会長 事務局、お願いします。

○佐藤児童相談所開設準備室長 児童相談所開設準備室長の佐藤と申します。よろしくお願いたします。

今のお話のところで、いわゆるお子さんのほうの部分での児童相談所であるところと、例えば今委員からお話ありましたb-1 a b等の、まずその施設の違というようなところがございますけれども、いわゆる今も展開しております、区でやっているb-1 a b等のお子さん、特に今中高生の世代のお子さんたちの集いのひろばというような形で、いわゆるb-1 a bのほうは、どなたでも、どんなお子さんでも集って一緒に遊ぼうとか、あるいは遊びの指導員の方がいて、一緒にこの新しいまた関係性を作っていこうというようなところでの、いわゆる遊びの広場の機能を持っているものだとしますと、今度、来年度できます区児童相談所のほうは、これは家庭内におきます一つ児童虐待の対応を専門的に行っていく機関というようなところの違がございます。特に児童相談所のところが、区市町村の機能といろいろな違があるんですけども、最も大きな機能の違としましては、一時保護を行う権能が今度区に付与されるというような形になりまして、それを、お子さんをまず児童虐待から守るために、措置という形で、行政が強制的な力を、権能を持ちまして一時保護をかけることができるというような部分で、かなり施設の性質的には異なる部分が出てくるところで。

あと、後半のご質問の、では、そこと児童相談所と、例えばb-1 a bがどういう連携体制を取っていくかというようなところなんですけど、いわゆる遊びのところ、集いのところというところで、必ず今、少し様子が心配なだけども大丈夫かしらというようなときに、この区の児童相談所、あるいは今展開している子ども家庭支援センター等々のところで、すぐにその情報を私どもキャッチして、その後、そうした家庭内の問題があるかどうかというところで調査にすぐ動けるというようなところを、これまでの東京都で行っていたところから、シームレスに区の中でそういった機能が持てるというようなところを目指しまして、今、準備を行っているところでございます。

○吉川委員 ありがとうございます。ということは、このb-1 a bを利用できる高校生というのは、何もネグレクトを受けているとか、何か家庭で孤立してしまっているとか、そういった子供が対象というわけではないという、本当に高校生だったら誰でも利用できるという理解でよろしいですかね。

○佐藤児童相談所開設準備室長 そうですね。こちらは教育委員会の児童青少年課で行っている事業でありますけど、今委員おっしゃっていただいたとおり、b-1 a bはどちらかというところ、どんな中高生の方でも自由に集って一緒に遊びを展開できると、そういう施設だということでご理解いただければと思います。

○吉川委員 ありがとうございます。ただ、多分認識として、そういう家庭で問題を持っている子たちの逃げ場所みたいな、そういう感覚で話が出るのが多いので、私の認識が違うということは、他の方、例えばこれ、議員から聞いた話でもあるので。議員も含めて、他の方の認識もずれ

があると思うので、それだったら、もっとこのb-1 a bという施設をもっともっと広く知らしめていけるようなことをしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○佐藤児童相談所開設準備室長 ありがとうございます。非常に委員からお話あったように、この区の施設の中でお子さんたちが本当に気軽に何でも相談したり、集ったりできる場所ということで、b-1 a bは非常に貴重な機会を提供している場だと思っておりますので、そこに我々児童相談所がしっかりバックアップしながら、もしそういうお子さんがいた場合には、すぐ対応できるというような取組をまたさらに進めていければと思います。ありがとうございます。

○新名企画政策部長 今のところ若干補足なんですけど、恐らく多分、今あるb-1 a bというのが、湯島の教育センターと併設になっているんですね。教育センターのほうが、発達に課題のあるお子さん等が行く施設になっていますので、多分そこと併設されているので、多分その辺の、もしかしたら誤解が生じているのかなというふうに思います。

○社会長 いかがでしょうか。

それでは西村委員、お願いします。

○西村委員 ちなみに、このb-1 a bは中学生も利用できるということですか。高校生のみですか。中高生ですよ。ありがとうございます。その確認でした。

○社会長 その他、いかがでしょうか。

それでは馬場委員、お願いします。

○馬場委員 私立幼稚園連合会の馬場です。この12番の、子どもの発達に寄り添った支援体制の整備というところなんですけれども、実際に自分の私立幼稚園、私の息子は今、私立幼稚園に通っていて、近い方の話で気になったことがあったので伺いたいんですけれども。そのお子さんは発達にお母さんのほうが悩まれている、幼稚園選びの際なんですけれども、加配をつけるという言葉、私はそのとき初めて聞いたんですけれども、加配をつけるというのをポイントに区立幼稚園を結果的に選ばれて、その方は、今行かれているんですが、私立幼稚園のほうでは、その加配をつけるというのが難しいという認識をその方の話から持ったんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○社会長 事務局、お願いします。

○奥田幼児保育課長 そうですね。例えば保育に配慮の必要があるお子さんの場合は、例えば保育園であっても加配の職員をつけて、一対一で対応できるように保育するというのが、今保育園のほうではやっているところなんですけども、私立幼稚園につきましても、区のほうで一定の補助をして、そういった預かった場合は補助をして運営経費として充てていただいて、そういった方ももちろん私立幼稚園で楽しく過ごしていただくような取組というのは行っているんですけれども、ただ、そこはどうしても私立幼稚園の方針というんですかね。受け入れる人数の数であったり、そういった教育方針とかいろいろあるので、その辺りはどうしても私立幼稚園の考え方次第になってしまう部分が多いのかなというふうに思っています。

○**社会長** よろしいですか。

○**馬場委員** でも、そのご家庭は、できれば私立幼稚園でそのまま続けていきたいという意向があったのにもかかわらず、幼稚園のほうから加配をつけることができないというふうに言われた理由で、区立幼稚園を選ぶことになったと。そこに対してすごく残念な気持ちがあるというのをおっしゃっていたので、私立幼稚園に関しても、区立幼稚園とこういう区の仕組みというのとはすごくマッチしているというか、ように感じるんですが、私立幼稚園とこの区の仕組みというのがあんまりくっついていないように感じるので、その辺りも、私立幼稚園に対しても少し促していただけるといいのかなというふうに思いました。

○**社会長** よろしいですかね。その他いかがでしょうか。

それでは大坪委員、お願いします。

○**大坪委員** 主要課題11番の高校生世代の支援のところでお伺いしたいんですけども、進路選択の幅が狭められないようにということで記載があったと思うんですが、例えば、今学校に行けていない不登校の生徒さんに対して、学校でやっているような授業をオンラインでつないであげて、遅れが出ないようにするみたいな取組って、何か区のほうで考えられていたり、やられたりするののかということと、もしこういった内容が区の管轄ではないということであれば、何か学校側との連携ってされているのかなというのをお伺いしたいです。

○**社会長** 事務局。

○**渡部生活福祉課長** 生活福祉課長の渡部と申します。よろしくお願ひいたします。

生活福祉課で行っています生活困窮者の学習支援につきましては、最初にお断りなんですけども、この事業のほうは生活困窮者が対象ということになっていますので、基本的には例えば区のホームページとか、そういうところに記載して広く公募しているものではなくて、区のほうで生活困窮であろうという方々を絞りまして、個別にご案内をしている秘匿性のある事業でございます。その中で希望する方について受け入れているという状況でございます。いらっしゃる方につきましては、特に学習支援のほかに生活支援のほうも行ってございまして、そのお子様方が何かお困りことがあるですとか、あるいは保護者の方との面接というのも行っておりまして、その中で生活上の困難といいますか、課題を抱えていらっしゃる方がいらっしゃいましたら、その内容をお聞きしまして、その内容に沿った支援先をご紹介したりとかというところをしているものでございます。不登校の方に関しましては、主要課題8番ですね。不登校・登校しぶりの児童・生徒への対応力強化というところがありますので、そちらのほうで詳しい内容がお答えできると思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○**社会長** よろしいですかね。

しかし、でもやっぱりあれですね、教育委員会の関係の部長を出席させないというのは間違いですね。これね。

○**新名企画政策部長** 次回以降。

○**社会長** いろんな事情があるんでしょうから、今後どうか分からないですけど、この大きな基本政策自体が、教育委員会、福祉関係部署含めて多くの子供の在り方を考えていこうということで、委員の皆さんにも保育園、幼稚園、教育の方、いろいろ集めてきてもらっているんで、どうしても話題が、よほどのプロじゃない限り、この所管はこうだって分かりませんから、一括して議論していくところで、一々肝腎なところになると次回回し、この回答を踏まえて先週どうだったっけというような話になると、これは審議上大きな支障が出るので、これは私も反省として、今後在り方を考えたいと思います。今日のご不自由をおかけしまして申し訳ありません。でも不自由ですけど、今日のところは何とか頑張りたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

どうぞ。

○**瀧田委員** 今の委員の話もそうなんですけども、僕普通の認識として、中学校、小学校も、コロナを契機にあったかもしれないんですけど、リモートの授業になって、それで不登校の子を拾うことができた。学校に行かなくても授業を受ける子が複数人いましたよという話を伺ったことは当然あるんですけども、僕、それ継続されていると思っていたので、リモートの授業が。受けた子は受けられるのかな、小学校も中学校もまだやっているんだろうなと勝手に思っていたので、その辺りも次回の議題にさせていただければと思います。お願ひします。

○**社会長** よろしくお願ひします。

蓮尾委員、お願ひします。

○**蓮尾委員** 区民委員、蓮尾です。主要課題12の58、障害者施設の設備について、3点ほどお伺ひしたいです。

まず1点目についてなんですが、この実績の数字について、この約1,400万円に対して合計8件の実績ということで、1社当たり、1件につき200万円以下の補助という見方で合っているのかどうかを一つ確認したいです。

2点目につきましては、現状、今年度、令和6年度の先月末時点での現状の相談件数や実施件数が出ているのであればお伺ひしたいです。

3点目についてなんですけれども、この実際の補助金額についてなんですけども、昨今材料費、資材費すごく高騰しているんですけども、これを踏まえての補助金額になっているのかどうかというのをお伺ひしたいです。なぜならば、うちのほうでもこのデイサービスというのに参入を検討した時期があったんですけども、なかなかやっぱり体力がある法人じゃないと難しいなということで断念したこともありまして、その辺りをお伺ひしたいです。よろしくお願ひします。

○**社会長** 事務局、お願ひします。

○**永尾障害福祉課長** 1点目の補助の実績になりますが、今回のこの4件というのは、内訳としまして、児童発達支援事業所2か所、放課後等デイサービス事業所が2か所で、それぞれ整備費と開設費用補助が合計2か所、プラス2か所で4か所出ているというところになります。細かい

数字のほうは持ち合わせてはいないんですけれども、おおむね全体の額で割り返していただくと、1か所当たりの補助がおおよそつかめるのかなというふうに思っております。

また、令和6年度、今年度の実績でございますが、今年度は、既に放課後等デイサービスが5か所、4月1日以降開設しております。児童発達支援事業所は3か所開設しているというところでございます。

担い手となる法人というところになるんですけれども、様々なお子さんに対する児童福祉法に基づくサービスであったり、18歳以上の成人の方に対する障害福祉サービスの事業所、どこも、いわゆる支援を実際に行う職員の確保が、かなり苦勞しているという話を事業者の方とお話をする中では聞いているところがございます。ただ、文京区の場合、放課後等デイサービスにつきましては、通いたい日数がまだ希望どおり通えていないという現状がございますので、引き続き区としても事業者ニーズを伝えていくところはしていきたいというふうに考えております。

また、いわゆる現状の物価高騰等をどれくらい反映しているかというところにつきましては、今年度、補助額のほうを大幅に引上げをしているところになります。例えば、放課後等デイサービスの整備費の補助につきましては、今まで一つの建物当たり、上限が2,000万だったところが3,000万になっております。補助率についても、4分の3から10分の9に増やしているところになりますので、物価高騰等も含めて、そういったところは一定吸収ができるような補助額の設定にはなっているのかなというふうに考えてはおります。

以上でございます。

○蓮尾委員 ありがとうございます。

○社会長 その他、いかがでしょうか。

それでは谷口委員、お願いします。

○谷口委員 区民委員の谷口です。14番の子どもの貧困対策の54番、子ども宅食プロジェクトについてお伺いなんですけれども、私、区立小学校に通わせる子どもがいるんですけど、結構小学校からのアプローチとか、地域に根付いた啓発だと、子ども食堂のほうに密着しているとか、身近に感じていて、子供たちもすごく通いやすい、気軽に行きやすいというアプローチしやすさがあるんですけれども、そちらではなくて、この宅食プロジェクトをこちらに据えた理由があればお伺いできればと思います。

○社会長 事務局。

○篠原子育て支援課長 子育て支援課長の篠原です。子ども宅食は、独り親で生活が厳しい困窮世帯の方々に、2か月に1回食料品をお届けするという事業です。このときに、配送員はみんな同じ配送員が、配達をするときに、そのご家庭の様子なんかを見て、もし課題があれば、区の子ども家庭支援センターのほうにおつなぎをするという、そういった事業になります。そういった性質上、なるべくそれが分からないように配達をするということを主眼に置いています。ですので、子ども宅食というロゴも使っておりませんし、あくまで一般の配送の方と同じような配送の

仕方をしています。ですので、子ども宅食はあくまで子供の貧困を防ぐためということです。あと、子供と子育て家庭の貧困を防ぐためにやっております。

もう一つは、子ども食堂のほうはそういった面もあるかもしれませんが、どちらかというと、子供の孤食を防ぐという目的でやっております。こちらはどちらかというと多世代の方々がコミュニケーションを取る子ども食堂もあれば、ひっそりやっているところもあるし、お弁当だけ配っているところもあるんですが、様々な形があっただけいいんだというふうにやっておりますので、ここは明確に分けています。ですので、子ども食堂はこの貧困対策には載せておりません。そういった形の切り分け方をさせていただいているところになります。

○谷口委員 ありがとうございます。

○社会長 その他、いかがでしょうか。

瀧田委員。

○瀧田委員 中P連、瀧田です。13番の総合的な相談支援体制の強化と子どもの権利擁護の4番、今後どのように進めていくかのところなんですけれども、僕、子どもの権利擁護という言い方が、既に子供が弱者みたいな扱いを受けているような気がしてすごく嫌なんですけれども、本来はやっぱり子供の人権、子供にも人権がありますというのが基本のスタートだと思うんですが、そんな中で今、子どもの権利擁護に関する条例制定に当たってというものがあまして、その制定の意見聴取の構成メンバーさんとか進捗等があれば、ご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○社会長 事務局。

○富沢子ども施策推進担当課長 子ども施策推進担当課長の富沢です。子どもの権利の条例についての進捗ということで、子どもの権利に関する条例に関しましては、令和8年、2年後の2026年の4月に条例が施行できるように準備を進めておるところでございます。この9月に基本的な考え方を骨子というものにまとめまして、区のホームページ等でお示ししているところがございます。

また現在、ウェブを使ったアンケートを大きく実施しております。アンケートとしては、子供本人の方からたくさん意見をとりたいということで、アンケートは年齢に応じて4種類に分けて実施しております。小学校1～3と4～6。それから中高は一つと、あと大人と4種類に分けておまして、まずは区民全体皆さんが対象になりますよということで、区報やホームページ等で周知をしているのですが、お子様本人に関しましては、ご本人のお名前で、ご本人のところに郵送ではがきが届くようになってございます。そのはがきにQRコードがついていますので、そちらをぴこっと読んでいただきますと、その年齢に応じたアンケートのところに飛ぶような形になってございます。こちらが10月から始まっております。11月の10日まで締切りで実施しておるところでございます。まずこちらのほうでたくさんの方から意見をとりたくらいのところでございます。今、速報になるんですけども、今週の頭ぐらいの状態です。6,000件ぐらいの

方から回答があるような状態でございます。まだ締切りがこれからですので、ぜひぜひ多くの方にお答えいただければと思います。

またそれと同時に、ウェブアンケートだけですと設問数も限られていますので、直接ご意見をお聞きできるような場面を作っていきたいということで、それぞれの年代に応じて、例えば小学生であれば児童館に行ったりとか、あともっと小さい方に関しては子育てひろばという、そういった子育て施設に行ったりとか、それから中学生に関しては生徒会の集まり、中学生サミットさんというのがありまして、そちらのほうで今年は子どもの権利をテーマにさせていただけるということをお願いしております。

また、条例を作るに当たって条例の前文というものを作るんですけど、そういったところの中で、ぜひ子供本人、皆様と一緒にできればということで、そういったところで公募をかけて一緒にやっていくようなところも今検討しているところでございます。そういったことの中で、また障害のあるお子様に関しても、施設のほうにお邪魔して直接お話をできるようなところを今、施設のほうと相談しているところでございます。そういった形の中で、直接意見を聞くことも含めながら様々な意見をお聞きしていく中で、それをまた条例の中身に反映したりということで進めていければと思っています。また、これ意見を聞くというところは、合わせて啓発するところにもつながるのかなと思っていますので、その啓発と意見聴取を合わせた形で行っているところでございます。

以上でございます。

○**瀧田委員** ありがとうございます。ちなみに、区側の評価委員さんってどんな方が。

○**富沢子ども施策推進担当課長** この子育て支援計画とか本を作るときに、子ども子育て会議というものを開催しているんですけど、そういったところに諮りながらやっております。そちらですと、学経の方とか各団体の代表の方とか、区民公募委員にも入っていただいて、そういったところでご意見を聞きながら、私どものほうで作った案に対してご意見をいただきながら進めているところでございます。

○**瀧田委員** ありがとうございます。

○**社会長** その他いかがでしょうか。

蓮尾委員、お願いします。

○**蓮尾委員** 区民委員、蓮尾です。主要課題11についてお伺いしたいです。

小中学生学習支援事業についてなんですけれども、こちら、利用者の継続率が低いとあるんですが、利用率が低い理由というのを分析されているのであればお伺いしたいです。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**渡部生活福祉課長** 生活福祉課長の渡部です。お世話になっております。

こちらの生活困窮者の学習支援・生活支援の事業でございますけども、現在は小学校4年生から高校生世代まで行っておりまして、今年度は小・中学生と高校生世代と、別の団体事業者のほ

うに委託をしているものでございます。

もともとこちらの事業ですけれども、先行したのは小・中学生のほうの事業で学習支援という形でスタートしております。その後、国のほうが生活困窮者の自立支援法という法を改正したときに、学習支援に加えまして生活支援のほうも行うということと、中学から高校までの切れ目ない支援も必要だということで、令和2年、2020年から高校生世代を後発という形で行いました。もともと国が言うておりましたように、中高のほうが一貫ではなかったものですから、なかなかその団体が違うので、中学校を卒業した後に引き続き高校のほうでもという、このつながりが、なかなかご案内のところはしているところではございますけれども、切れてしまっているという状況が続いたものでございます。

先ほど部長のほうからもご説明がありましたように、こういったことを踏まえまして、高校生世代のほうも年数がたちまして、安定化のほうが図られてきておりましたので、次年度から小中高校を一体化して切れ目ない、しかも長いスパンの中で、継続性のある事業にしていくという形に変えたものでございます。なので、切れた理由といたしましては、委託している団体が違っているというところが一つ大きなところだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○蓮尾委員 ありがとうございます。

○社会長 馬場委員、お願いします。

○馬場委員 私立幼稚園連合会の馬場です。さっき6,000件ぐらいの回答があったというのは、はがきが自分の家にも投函されていたなど今思い出したんですけれども、あちらの取組によって、具体的に子供の生活で何か変わるということのはあるのでしょうか。

○社会長 お願いします。

○富沢子ども施策推進担当課長 子ども施策推進担当課長、富沢です。今回進めているものが、子供の権利に関する条例を作るということで、理念条例というんですけど、こういう考え方を大きく示すような条例を作っていくものになります。その考え方に基つきまして、区政の様々な分野において、そこで示すというのは、子供の権利を守っていきましようとか、子供の意見を大切にしていましよう、そういったことになるんですが、そういったものを踏まえて様々な事業をこれからさらに進めていくということになるので、直接このいただいた意見からすぐに何か具体化するというよりは、区全体の考え方がその中に一つ大きく固まりまして、それに基づいてそれぞれの事業を進めていくというような形になっていくというところでございます。そういった動きを通じて、区内全域の中で子供の権利を大切にしていこうという考え方が根づいていくように広めていく、そんな仕組みになっていくものというふうにご理解いただければと思います。

○馬場委員 ありがとうございます。

○社会長 その他、いかがでしょうか。よろしいですかね。大体一とおりのご意見いただきました。

それでは、本日の審議はここまでといたしまして、最後に次回の区民協議会について事務局か

ら説明をお願いします。

○新企画政策部長 本日は熱心にご議論ありがとうございました。

次回のお知らせになりますけども、日時が10月30日木曜日、午後6時半から2時間程度ということで、こちらで主要課題の4から10、それと行財政運営について審議をいただく予定です。今日いただいた教育委員会に関する様々な宿題についてもこちらで代えさせていただきますので、よろしくお願いたします。会場については、本日と同じ、こちらの会場、シビックセンター24階の第一委員会室になります。

また、本協議会で審議できなかったことや、その他の部会に関する主要課題についてご意見等がある方については、本日お配りをしました意見記入用紙、そちらにご記入の上、11月6日水曜日までに事務局へご提出いただけると助かります。お寄せいただいたご意見につきましては、所管課に伝えるとともに今後の参考にさせていただきます。なお、いただいたご意見につきましては、本協議会の会議資料といたしまして公開をいたしますので、ご了承いただければと思います。また、本日配布した資料につきましてはお持ち帰りをいただいて、次回の協議会でも使用いたしますので、ご持参いただくようお願いをいたします。

最後に、本協議会の会議録になりますけども、こちらについては、委員の皆様にご確認いただきます。後日郵送かメールにて会議録の案を送付いたしますので、そちら、ご確認のご協力をお願いいたします。内容の確認が終わり次第、区のホームページ等で公開をさせていただきます。

事務局からの連絡は以上でございます。

○辻会長 委員の皆さん、ほかに何かありますか。

○馬場委員 念のための確認なんですけど、次回って30日の水曜日ですよ。さっき。木曜日とおっしゃったような気がしたんですけど、

○辻会長 議事録が木曜日になっているから、多分間違っているよね。

○馬場委員 30日の水曜日ですよ。はい。

○辻会長 すばらしい。僕は気がつきませんでした。ありがとうございます。

ということで、今日の審議はここまでとしたいと思います。次週もしっかりよろしくお願いいたします。